



年 組 名前

道新で
ワークシート

「コロナに効く」要注意

消費者庁87品「違法状態」／札幌でも販売

根拠がないのに、新型コロナウイルスに効果があるとうたった健康食品などが、道内の薬局などで販売されている。消費者庁はこれまで2度にわたり、87商品が違法状態だと公表し、その中には札幌市内の個人診療所が販売するオリーブの葉の抽出物でつくるサプリメントも含まれていた。同庁は「現時点で、新型コロナウイルスに対して有効性を立証した製品は存在しない。効果を期待して購入しないよう注意して」と呼び掛けている。

(石垣総静)

「深海サメの肝油に含まれる成分が、新型コロナウイルスに

対抗できる」「植物酵素が細胞の活性化に作用、新型コロナウイルスが体内に侵入してきても負けない身体作り」。消費者庁が27日に公表した商品の広告文には、食品の摂取が感染予防に効果的だと印象付ける言葉が並ぶ。同庁は「いずれも医学的な検証はなく、景品表示法の不当な表示の禁止に当たる」とする。

消費者庁によると、特にインターネットの通信販売で2月下旬以降、新型コロナウイルスへの効果をうたう商品の販売が急増。3月10日に30事業者46商品について、事業者に広告を消すよう指導したが、その後も類似品が後を絶たず、27日に34事業者の41商品について、注意喚起をした。

ただ、調査は主にインターネットの広告に対してで、店頭で販売する商品には監視の目が行き届いていない。札幌市内の個人診療所は29日現在も、診療所のブログでコロナウイルス感染対策として「道外では、オリーブ葉のエキスが激売れしています」などと商品をPR。「当クリニックにはまだ、余裕があります」と販売を続けている。

上げが伸びている。

同店の店主は「中国で感染拡大の抑止に効果があったと報道されている。中国で話題になっているものを取り扱っているだけ」と説明する。

別の薬局では消費者庁が「違法な表示」としたタンポポエキスを取り扱う。店頭では「コロナ予防にタンポポエキ스가有効」と紹介。この薬局で別の商品を購入した60代女性は「薬局が推薦するなら効果があると思ってしまう」と話す。

消費者庁表示対策課は「市民に広がる不安につけこんだ悪質な商法。怪しい商品や広告を見かけたら消費者団体や自治体に相談してほしい」と呼び掛ける。

2020年3月30日(月) 朝刊 第1社会面 25P (記事は再編集しています)

①医学的な有効性の根拠がない商品を、効果があるように宣伝・販売すると、どのような違法行為になりますか、記事を読んで書きなさい。

②災害や感染症など、人々が不安を感じているときに消費者としてどのようなことに気をつけなければならないか、考えて書きなさい。